

議提議案第 号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年二月 日

提出者

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
 条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年
 三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
 正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあつては、 任期満了、辞職、失職、死亡等によりその 職を離れた日現在）において支給すべき議 員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四 十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 給する場合においては百分の百七十、十二 月に支給する場合においては百分の百七 十五を乗じて得た額に、一般職に属する職 員の期末手当の支給の例により一定の割 合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあつては、 任期満了、辞職、失職、死亡等によりその 職を離れた日現在）において支給すべき議 員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四 十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 給する場合においては百分の百七十、十二 月に支給する場合においては百分の百七 十を乗じて得た額に、一般職に属する職員 の期末手当の支給の例により一定の割合 を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ
 うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
 正する。

改正後	改正前
<p>第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給す</p>	<p>第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給す</p>

<p>る。</p> <p>議長 月額 百三万六千円</p> <p>副議長 月額 九十一万四千円</p> <p>議員 月額 八十四万三千円</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合には百分の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>る。</p> <p>議長 月額 百二万円</p> <p>副議長 月額 九十万円</p> <p>議員 月額 八十三万円</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和六年十二月の期末手当から適用する。
- 3 (期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和六年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、令和六年十二月二十四日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額の改定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。